

## 弊社に対する措置命令に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り御礼申し上げます。

弊社は、景品表示法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（平成31年3月22日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知致します。

弊社は、弊社商品「パンプマッスルビルダーTシャツ」を販売するに当たり、遅くとも平成30年5月16日から同年8月6日までの間における弊社ウェブサイト「一番星公式ショップ」において、「着るだけで劇的変化!!」、「着るだけでマッチョが目指せる」等と表示することにより、あたかも、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていました。

この表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

お客様並びに関係各位にご迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫びいたします。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努める所存でございます。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

株式会社イッティ